

【Pay-easy（ペイジー）】料金払込みサービス利用規定

第1条 料金払込みサービスの内容

1.【Pay-easy（ペイジー）】料金払込みサービス（以下「料金払込み」といいます。）は、当金庫所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うため、利用者が利用者の端末機より当金庫のモバイル・インターネットバンキング、ビジネスインターネットバンキング（以下「インターネットバンキング」といいます。）を利用して、払込資金をインターネットバンキングにかかる利用者の預金口座から引き落とす（定期性総合口座取引規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書またはスーパーリリーフプラン契約規定等に基づき当座貸越により引き落とす場合を含みます。以下同じです。）ことにより、料金等の払込みを行う取扱いをいいます。

※【Pay-easy（ペイジー）】料金払込みサービスを行う場合は、ワンタイムパスワードのご利用が必要です。

第2条 操作方法

- 1.料金払込みをするときは、当金庫が定める方法および操作手順に従ってください。
- 2.利用者の端末機において、収納機関から通知された収納機関番号、お客さま番号（納付番号）、確認番号その他当金庫所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当金庫に依頼してください。但し、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当金庫のインターネットバンキングに引き継がれます。
- 3.前項本文の照会または前項但書の引継ぎの結果として利用者の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、利用者の口座番号、パスワードその他当金庫所定の事項を正確に入力してください。
- 4.当金庫で受信した利用者の口座番号およびパスワードと届出の利用者の口座番号およびパスワードとの一致を確認した場合は、利用者の端末機の画面に申込みしようとする内容が表示されますので、利用者はその内容を確認のうえ、当金庫所定の方法で料金払込みの申込みを行ってください。

第3条 契約の成立

- 1.料金払込みにかかる契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を預金口座から引き落としした時に成立するものとします。

第4条 料金払込み不能事項

次の場合には料金払込みを行うことができません。

- 1.停電、故障等により取り扱いできない場合。
- 2.申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において利用者の口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合。
- 3.1日あたりのまたは1回あたりの利用金額が、当金庫の定めた範囲を超える場合。
- 4.利用者の口座が解約済みの場合。
- 5.利用者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行った場合。
- 6.差押等やむをえない事情があり当金庫が不適当と認めた場合。
- 7.収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合。
- 8.当金庫の任意に定める回数を超過してパスワードを誤って利用者の端末機に入力した場合。
- 9.その他当金庫が必要と認めた場合。

第5条 利用時間

1.料金払込みの利用時間は、当金庫が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当金庫の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

第6条 申込みの撤回

1.料金払込みにかかる契約が成立した後は、料金払込みの申込みを撤回することができません。

第7条 領収書の発行等

1.当金庫は、料金払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

第8条 料金払込みの取消

1.収納機関の連絡により、料金払込みが取り消されることがあります。

第9条 利用の停止および再開

1.当金庫の任意に定める回数または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金払込みの利用が停止されることがあります。料金払込みの利用を再開するには、必要に応じて当金庫または収納機関所定の手続を行ってください。

第10条 利用手数料

1.料金払込みの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
2.前号の利用手数料は、利用者の指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とされるものとします。

第11条 反社会的勢力との取引拒絶

1.契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本規定に基づく契約を解約できるものとします。

(1) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- G. その他前各号に準ずる者
- H. A から G のいずれかに該当する者（以下これらを「暴力団員等」といいます）が経営を支配していると認められる関係を有すること
- I. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- J. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- K. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- L. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (3) この解約により契約者に損害が生じた場合にも、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫に損害が生じた場合は、契約者がその責任を負うものとします。

以上

当金庫所定事項について

- (1)【Pay-easy(ペイジー)】料金払込みサービスにおける当金庫所定事項は次の通りとします。
- (2)当金庫所定事項については、ご契約者に事前にご連絡することなく変更する場合があります。
- (3)当金庫所定事項の内容については、当金庫のホームページ等に掲載致しますので、本サービス利用の際には最新の内容を確認のうえご利用ください。なお、ご契約者が本サービスを利用された場合には、当金庫所定事項の内容についてご承諾いただいたものとみなします。

(平成 16 年 1 月 19 日)

【Pay-easy (ペイジー)】料金払込みサービス

項目		内容
第 1 条	ご利用いただける収納機関について	ご利用いただける収納機関については、ホームページ等をご覧ください。
第 2 条	操作方法について	操作方法については、ご利用の手引きまたは、ホームページ等をご覧ください。
第 4 条 2 第 10 条	利用手数料について	料金払込みサービスの利用手数料は無料です。
第 4 条 3	利用限度額について	料金払込みサービスの限度額はございません。
第 5 条	利用時間について	<月曜日～金曜日の当金庫営業日> 8 : 45～21 : 00 <土曜日・日曜日> 9 : 00～17 : 00 ※日曜日を除く祝休日、1 月 1 日～3 日、5 月 3 日～5 日、その他当金庫が定める休止日はご利用いただけません。 詳細についてはホームページ等をご覧ください。
第 9 条	利用再開の手続について	当金庫制定の書類による届出が必要となります。詳しくは営業店窓口までお問い合わせください。

以上